

下仁田町教育委員会 適応指導教室「ゆうゆう」

- 開設 平成 31 年 4 月 1 日
□代表者職氏名 教育長 里見 立夫
□所在地 〒370-2622 下仁田町大字中小坂 608 番地 1
□電話 / F A X TEL 0274-82-2115
FAX 0274-82-5766



1 運営の目的

下仁田町立小・中学校に在籍する不登校児童生徒の学校復帰を支援するため、下仁田町適応指導教室を設置する。

2 令和5年度職員の構成・分担

職 員	業務内容
室長（教育課長）1	総括
学校教育係 1	渉外等
指導員 4	通級者への指導 教育相談

3 入室対象及び受け入れ状況

(1)入室対象

下仁田町の小中学校に在籍する不登校または不登校傾向の児童生徒で、本人及び保護者が入室を希望し、通室が適切であると認められた者。

(2)受け入れ状況(令和4年度)

1 名受け入れ

4 令和5年度開設状況

(1)開設日時

学校の休業日を除く月曜日～金曜日

9：00～15：00

(2)開設予定期間

1 学期 4 月 7 日～ 7 月 2 0 日

2 学期 8 月 2 7 日～ 1 2 月 2 3 日

3 学期 1 月 7 日～ 3 月 2 6 日

(3)日時程

9:00～	朝の会 (学習計画の作成)
9:30～	学習活動
12:00～	昼食
13:00～	運動・屋外活動
14:30～	まとめ・整理

5 入室・退室の進め方

(1)入室の手続き

入室を希望する児童生徒の保護者は、在籍する学校長に申し込む。

学校長は、通級申請書を教育長に提出する。

入室を決定する。

決定までの間、必要に応じて体験入室を実施。

(2)退室の手続き

本人、保護者、在籍校の校長や担任と協議し決定する。

6 学校、家庭及び関係機関との連携

(1)学校との連携

毎月、在籍校に児童生徒の状況報告を行い、必要に応じて担任等と連絡を取り合う。

(2)家庭との連携

必要に応じて保護者との相談を行う。

(3)関係機関との連携

町内学校に在籍する相談員やスクールカウンセラー、県在籍のスクールソーシャルワーカー等と連携し支援を図る。